韓国農林畜産食品部プレス(2019年9月10日18時37分付け)

アフリカ豚コレラ侵入防止 海外旅行時の注意

http://www.mafra.go.kr/mafra/293/subview.do?enc=Zm5jdDF8QEB8JTJGYmJzJTJGbWFmcmElMkY2OC
UyRjMyMTMwNyUyRmFydGNsVmlldy5kbyUzRmJic0NsU2VxJTNEJTI2cmdzRW5kZGVTdHIlM0QlMjZiYnNP
cGVuV3JkU2VxJTNEJTI2cGFzc3dvcmQlM0QlMjZzcmNoQ29sdW1uJTNEJTI2cGFnZSUzRDElMjZyZ3NCZ
25kZVN0ciUzRCUyNnJvdyUzRDEwJTI2aXNWaWV3TWluZSUzRGZhbHNIJTI2c3JjaFdyZCUzRCUyNg%3D%3
D

(以下、機械翻訳などによる仮訳)

農林畜産食品部(長官キム・ヒョンス)は昨年、中国でアフリカ豚コレラ(ASF)が発生(2018 年 8 月)した後、 今年に入り、モンゴル・ベトナム・カンボジア・ミャンマー・ラオスに続き、フィリピンでも発生が確認されており、 海外旅行の際には、次の注意事項を遵守し、国内に ASF が侵入しないよう協力を要請した。

- 〇まず、海外旅行時に ASF 発生国で養豚農場等畜産施設を訪問したり、家畜と接触したりしないよう注意すること。
- 〇第2に、海外旅行時、外国で畜産物を購入し、韓国へ携帯した場合は、必ず検疫機関に申告すること。 *携帯畜産物未申告時に科せられる罰則金の基準(2019年6月1日施行)
- 1 回目 100 万ウォン(約 9 万円)、2 回目 300 万ウォン(約 27 万円)、3 回目以降 500 万ウォン(約 45 万円)

ASF 発生国から携帯された豚肉や豚肉製品の場合は、1 回目 500 万ウォン(約 45 万円)/2 回目 750 万ウォン(約 68 万円)/3 回目以降 1000 万ウォン(約 90 万円)

- 外国人が罰則金未納の場合、再入国禁止や滞在期間審査強化などの制裁がある
- **罰則金適用事例(6 月 1 日以降):18 件(韓国人 4 件、中国人 6 件、ウズベキスタン人 3 件、カンボジア人 2、件、タイ人、モンゴル人、フィリピン人、各 1 件)
- 〇第3に、畜産関係者は、ASF発生国訪問を自制し、やむを得ず訪問した場合は畜産施設に立ち入らないこと。
- ○第4に、畜産関係者は、やむを得ず ASF 発生国を訪問した場合、入境前に必ず動物検疫機関に申告すること。併せて、帰国時に検疫機関による消毒措置と防疫案内を受け、帰国後5日以上は農場に立ち入らないようにして、旅行時に着用した衣服を必ず洗濯・消毒すること。
- 口農食品部は、秋夕(チュソク:韓国の祝日)連休期間中、海外旅行客が増加すると予想し、特別検疫期間(9月1日~30日)を設けている。
- ○全国の空港で一斉広報を行い、旅行者の携帯品検査を強化している。